

名家連ニュース

令和5年3月2日(木)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.917号

◆◆ 令和5年2月 家族ピア相談事業 集計報告 ◆◆

≪ 相談件数 ≫

	4月～1月	2月	合計
電話相談	1225	144	1369
面会相談	587	82	669
合計	1812	226	2038

≪ 相談人数 ≫

	4月～1月	2月	合計
電話相談	349	38	387
面会相談	120	14	134
合計	469	52	521

≪ 付添い相談人数 ≫

	4月～1月	2月	合計
付添い相談	38	0	38

付添い相談人数は面会相談人数に含まれます。

≪ 支援内容 ≫

	4月～1月	2月	合計
年金受給者	5	0	5
手帳受給者	3	0	3
家族会入会	10	2	12

≪ 相談内容 ≫

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度利用に関する	医療に関する相談	相談 病気や障害への対応	相談 家族関係に関する	生活に関する相談	就労に関する相談	相談 社会参加等に関する	その他	合計
電話相談	7	18	23	30	20	32	4	9	1	144
面会相談	7	13	9	14	10	14	4	9	2	82
合計	14	31	32	44	30	46	8	18	3	226

≪ 相談者続柄 ≫ その他14名の内訳：当事者10名(内、年金相談1名)、支援者4名

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	0	4	23	1	0	0	6	14	48

♥♥ 家族相談室便り ♥♥

2月は医療保護入院による退院後の生活相談が多くありました。改正された精神保健福祉法では入院中からグループホームなど住まいの場、日中の居場所確保など地域の福祉事業所と連携して本人の意向を基本にスムーズに地域生活に移行するための環境を提供するために「生活環境相談員」の配置が義務付けられています。また、退院に当たっては、Dr、生活環境相談員、家族、本人、関係事業所などで「退院支援委員会」を開催することになっています。しかし、家族や本人はこうした改正点もよくわからず、医療側の考えに従わざるを得ない状況が放置されています。家族が事前に面会予約を行い、家族相談員が同行してこの点を共有することで対応にも変化があり、家族も精神的に安心を取り戻すことができるようになりました。こうした事実が多くあることは、複雑な気持ちになります。(家族相談員・池山豊子)